

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方へ 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証

入院や手術などで医療費が高額になりそうな時、事前に申請をすることで一医療機関での支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」の交付を受けることができる場合があります。

【一部負担金限度額】

69歳以下の方

所得区分		自己負担限度額（月額）
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) ★
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) ★
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) ★
エ	210万円以下	57,600円 (44,400円) ★
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 (24,600円) ★

※ア～エの金額は、世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額。未申告者のいる世帯は901万円超の世帯とみなされることがあります。

★（ ）内は過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です。70歳以上または後期高齢者医療制度に加入の方の外来にかかる個人単位による支給は、回数に含みません。

70歳以上または後期高齢者医療制度に加入の方

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上		252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) ★	
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上 690万円未満		167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) ★	
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上 380万円未満		80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) ★	
一般		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (44,400円) ★
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ※1		15,000円

※1 区分Ⅰ…世帯主および国民健康保険の被保険者全員（後期高齢者医療制度に加入の方は、世帯全員）が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯の方。

限度額適用認定証の交付申請は不要です。

持参物

- 限度額適用認定証が必要な方の被保険者証
- 現在交付している限度額適用認定証（交付を受けている方のみ）
- 届出人本人の確認ができるもの（マイナンバーカードや免許証など）

標準負担額減額認定証（入院時の食事代）

入院時の食事代は1食460円必要ですが、住民税非課税世帯の方は減額認定証の交付を受け医療機関に提示することで、食事代が減額されます。

【入院時の食事代】

区分		食事代 (1食)
一般（住民税課税世帯の方）		460円
住民税 非課税世帯 の方	90日までの入院	210円
	90日を超える入院※2	160円
	70歳以上または後期高齢者医療制度に加入の方で 区分Ⅰ※1に該当する世帯の方	100円

※2 申請月を起点とした過去12カ月で、入院日数が累計90日を超えた場合は、長期入院該当の申請をすることにより、食事代がさらに減額になります。適用日は申請日の翌月の初日です。

減額認定証を提示せずに医療機関の窓口で食事代を支払われた場合や長期入院該当の申請前の食事代については、原則として食事代の差額はお返しできないこととなっています。

持参物

- 標準負担額減額認定証が必要な方の被保険者証
- 現在交付している標準負担額減額認定証（交付を受けている方のみ）
- 届出人本人の確認ができるもの（マイナンバーカードや免許証など）

※長期入院の方のみ…領収書や入院証明書など入院日数が90日を超えていることが確認できる書類

現在、認定証をお持ちの方へ

各認定証の有効期限は7月31日（土）までです。国民健康保険加入の方は、更新、新規とも申請が必要です。引き続き認定を受ける場合は、**8月中に更新手続きをしてください。**

なお、後期高齢者医療制度に加入している方で、8月以降も引き続き認定となる方には、保険証とともに送付しておりますので、新たに申請する必要はありません。

問 市民課 ☎ 63-1112